

業 務 委 託 設 計 書

事業年度	令和 7年度		
設計年月	令和 年 月		
予算科目	款	項	目 節
履行場所	京都市左京区八瀬花尻町 地内		
路線名又は河川名等			
委託業務名	路肩整備（国道 3 6 7 号）測量調査設計業務委託		
履行期間	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで		
事業課（所）名	左京土木みどり事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月
業務番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月
前 払 金 支 出		単 価 地 区	

京都市 建設局

チェック欄	

委 託 概 要

設計延長				km	0.06
地形測量	km2	0.007	路線測量	km	0.06
機械ボーリング	m	22	解析等調査	式	1
一般構造物詳細設計	箇所	1.7			

委 託 理 由

本委託は、国道３６７号において、路肩整備工事を実施するための測量、地質調査及び設計業務を行うものである。
--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
業 務 費	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
内 業 務 価 格	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	
訳 消費税相当額	前回	円	円	円	円
	今回	円		円	

積算参考資料（間接費補正一覽）

単価使用年月	2025年5月
歩掛適用年月	2025年5月
基準適用年月	2025年5月
単価地区	2601: I 地区

業務委託料内訳書

業務名	路肩整備（国道３６７号）測量調査設計業務委託					業 項 種 目	地質調査業務（一般調査） 一般調査	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
一般調査		式	1					
直接調査費		式	1					
機械ボーリング		式	1					
土質ボーリング（オールコアボーリング）	礫混じり土砂, 50m以下, 鉛直下方, φ 66mm	m	12					
岩盤ボーリング（オールコアボーリング）	軟岩, 50m以下, 鉛直下方, φ 66mm	m	10					
サンディング及び原位置試験		式	1					
標準貫入試験	礫混じり土砂	回	12					
標準貫入試験	軟岩	回	10					
解析等調査		式	1					
解析等調査	土質ボーリング本数: 2本	式	1				内 1号	
電子成果品作成費		式	1					
電子成果品作成費（機械ボーリング）		式	1					
間接調査費		式	1					

業務委託料内訳書

業務名	路肩整備（国道３６７号）測量調査設計業務委託					業 項 目	地質調査業務（一般調査） 一般調査	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
準備費		式	1					
準備及び跡片付け		業務	1				内 2号	
搬入路伐採等		m	60					
環境保全(仮囲い)		式	1				内 3号	
調査孔閉塞		箇所	2					
給水費(ポンプ運転)		箇所	2					
仮設費		式	1					
足場架設 (参考数量)	平坦地足場(高さ0.3m超),ホーリング深度50m以下	箇所	1					
足場架設 (参考数量)	傾斜地足場(地形傾斜30°以上～45°未満),ホーリング深度50m以下	箇所	1					
運搬費		式	1					
運搬費	トラック機種:クレーン装置付2.9t吊 3～3.5t積,片道所要時間:1時間,運転台・日数:1台・日	回	2					
安全費		式	1					
安全費		式	1					

業務委託料内訳書

業務名	路肩整備（国道３６７号）測量調査設計業務委託					業 項 種 目	地質調査業務（一般調査） 一般調査	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
交通管理工		式	1					
交通誘導警備員	交通誘導警備員B, 昼間	人	8					
施工管理費		式	1					
施工管理費		式	1					
純調査費		式	1					
間接費		式	1					
諸経費		式	1				内 4号	
一般調査業務費		式	1					
解析等調査		式	1					
直接業務費		式	1					
解析等調査		式	1					
解析等調査	土質ボーリング*本数:2本, 試験種目数:0~3種	式	1				内 5号	
直接原価（その他原価除く）		式	1					

業務委託料内訳書

業務名	路肩整備（国道３６７号）測量調査設計業務委託					業 項 目	地質調査業務(解析等調査) 解析等調査	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
その他原価		式	1				内 6号	
一般管理費等		式	1				内 7号	
解析等調査業務費		式	1					
基準点測量		式	1					
基準点測量		式	1					
4級基準点測量		式	1					
4級基準点測量	永久標識設置なし, 伐採含まない	点	3					
地形測量		式	1					
現地測量		式	1					
現地測量		式	1					
現地測量(作業計画)	縮尺1/250, 地域による変化率:耕地/平地	業務	1				内 8号	
現地測量	縮尺1/250, 地域による変化率:耕地/平地, 交通量: 3000台以上	(km2) 式	(0.007) 1				内 9号	
応用測量		式	1					

業務委託料内訳書

業務名	路肩整備（国道３６７号）測量調査設計業務委託					業 項 種 目	測量業務 応用測量	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
路線測量			式	1				
路線測量			式	1				
作業計画			業務	1				内 10号
現地踏査		地域による変化率:耕地/平地, 交通量:3000台以上	km	0.06				
線形決定		地域による変化率:耕地/平地	km	0.06				
中心線測量		地域による変化率:耕地/平地, 交通量:3000台以上, 曲線数:1, 測点間隔:10m	km	0.06				
仮BM設置測量		地域による変化率:耕地/平地, 交通量:3000台以上	km	0.06				
縦断測量		地域による変化率:耕地/平地, 交通量:3000台以上	km	0.06				
横断測量		地域による変化率:耕地/平地, 交通量:3000台以上, 曲線数:1, 測量幅:45m未満, 測点間隔:10m	km	0.06				
用地測量(用地部門)			式	1				
用地測量			式	1				
境界確認			式	1				
復元測量		地域による変化率:耕地	ha	0.74				

業務委託料内訳書

業務名	路肩整備（国道367号）測量調査設計業務委託				業 項 種 目	測量業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接経費		式	1				
直接経費		式	1				
旅費交通費		式	1				
旅費交通費	基地～現地, ライトバン運転台数:26台・日, 日当り運転時間:1時間	式	1				内 11号
安全費		式	1				
安全費		式	1				
電子成果品作成費		式	1				
電子成果品作成費(測量)		式	1				
直接測量費		式	1				
間接測量費		式	1				
諸経費		式	1				内 12号
測量業務価格		式	1				
道路設計		式	1				

業務委託料内訳書

業務名	路肩整備（国道３６７号）測量調査設計業務委託					業 項 種 目	土木設計業務 道路設計	
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
一般構造物設計			式	1				
一般構造物予備設計			式	1				
擁壁・補強土		概略設計計算等の簡略化：簡略化できない，現場踏査箇所数：1箇所	(箇所)式	(1)1				内 13号
一般構造物詳細設計			式	1				
補強土〔テールアルメ、多数アンカー式擁壁〕		スベリ安定計算：行う，増減率適用条件：予備設計で概略設計計算済	(箇所)式	(1.7)1				内 14号
共通			式	1				
共通（設計業務）			式	1				
打合せ等			式	1				
打合せ		中間打合せ1回	業務	1				内 15号
直接経費			式	1				
直接経費			式	1				
旅費交通費			式	1				
旅費交通費		基地～現地，ライオン運転台数：6台・日，日当り運転時間：1時間	式	1				内 16号

業務委託料内訳書

業務名	路肩整備（国道３６７号）測量調査設計業務委託					業 項 種 目	土木設計業務 直接経費	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
電子成果品作成費		式	1					
電子成果品作成費(設計)		式	1					
直接原価（その他原価除く）		式	1					
その他原価		式	1				内 17号	
一般管理費等		式	1				内 18号	
設計業務価格		式	1					
業務価格		式	1					
消費税相当額		式	1					
業務委託料		式	1					

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	解析等調査	土質ボーリング本数:2本					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	資料整理とりまとめ		業務	1			
	断面図等の作成		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	準備及び跡片付け						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
準備及び跡片付け			業務	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 3号	環境保全(仮囲い)						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	環境保全(仮囲い)		箇所	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 4号	諸経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
純調査費		式	1			
諸経费率		%				
諸経費		式	1			
調整額						
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 5号	解析等調査	土質ボーリング本数:2本, 試験種目数: 0～3種					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	既存資料の収集・現地調査		業務	1			
	資料整理とりまとめ 直接人件費		業務	1			
	断面図等の作成 直接人件費		業務	1			
	総合解析とりまとめ		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 6号	その他原価						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（解析等調査）			式	1			
$\alpha \diagdown (1 - \alpha)$			%				
その他原価			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 7号	一般管理費等						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価			式	1			
$\beta \diagdown (1 - \beta)$			%				
一般管理費等			式	1			
調整額							
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 8号	現地測量(作業計画)	縮尺1/250, 地域による変化率:耕地/ 平地					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	現地測量(作業計画)		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 9号	現地測量	縮尺1/250, 地域による変化率: 耕地/ 平地, 交通量: 3000台以上				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
作業計画		(km2) 式	(0.007) 1			
細部測量		(km2) 式	(0.007) 1			
数値編集		(km2) 式	(0.007) 1			
数値地形図データファイルの作成		(km2) 式	(0.007) 1			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 10号	作業計画						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	作業計画		業務	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 11号	旅費交通費	基地～現地, ライトバン運転台数:26台・ 日, 日当り運転時間:1時間					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	直接往復費(宿泊なし)		式	1			
	合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 12号	諸経費					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接測量費		式	1			
諸経费率		%				
諸経費		式	1			
調整額						
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 13号	擁壁・補強土	概略設計計算等の簡略化:簡略化できない, 現場踏査ヶ所数:1ヶ所					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
設計計画			(箇所)式	(1)1			
設計条件の確認			(箇所)式	(1)1			
比較形式選定			(箇所)式	(1)1			
概略設計計算			(箇所)式	(1)1			
概略設計図			(箇所)式	(1)1			
関係機関との協議資料作成			(箇所)式	(1)1			
概算工事費			(箇所)式	(1)1			
比較一覧表の作成			(箇所)式	(1)1			
照査			(箇所)式	(1)1			
報告書作成			(箇所)式	(1)1			
現地踏査			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 14号	補強土[テールアルメ、多数アンカー式擁壁]	スベリ安定計算:行う, 増減率適用条件 :予備設計で概略設計計算済				
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
設計計算		(箇所)式	(1.7)1			
設計図		(箇所)式	(1.7)1			
数量計算		(箇所)式	(1.7)1			
照査		(箇所)式	(1.7)1			
報告書作成		(箇所)式	(1.7)1			
合計						

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 15号	打合せ	中間打合せ1回					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
打合せ			業務	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 16号	旅費交通費	基地～現地, ライトバン運転台数:6台・ 日, 日当り運転時間:1時間					
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接往復費			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 17号	その他原価						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費（設計業務）			式	1			
$\alpha \div (1 - \alpha)$			%				
その他原価			式	1			
合計							

1 次内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 18号	一般管理費等						
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要
業務原価			式	1			
$\beta \diagdown (1 - \beta)$			%				
一般管理費等			式	1			
調整額							
合計							

特 記 仕 様 書

委託業務名 路肩整備（国道３６７号）測量調査設計業務委託

履 行 場 所 京都市左京区八瀬花尻町 地内

第１条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和７年２月 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）、「京都市公共測量作業規程」、「公共測量作業規程（国土交通省）」、「建設工事標準設計図集（京都市建設局）」、「土木構造物標準設計（国土交通省）」、「土木工事標準設計図集（近畿地方建設局）」及び「設計便覧（案）（近畿地方整備局）」によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>

第２条 次の事項については、受注者独自の判断で実施してはならない。必ず監督員に報告して確認しなければならない。

- １ 設計図書に明示していない事項の処理
- ２ 設計変更に係る事項の処理
- ３ 地元関係者との協議に係る事項の処理

第３条 委託業務等について

- １ 受注者は、発注者が保管する図面及びその他の資料を精査し、本業務に使用できる資料等についてはトレース等を行い、積極的に利用すること。
- ２ 業務計画書は、十分に現地踏査を行い作成すること。また、監督員に承諾を得て決定すること。

第４条 測量機器の検定

本業務に測量機器について、「規程」に定める検定に関する技術を有する第三者機関の検定を受けたものであることとし、同機関の発行する検定証明書を成果品に添付して提出するものとする。

第５条 業務委託契約書について

契約書第４０条関係

前払金は、請負代金の３０％以内とする。

第６条（電子納品）

- １ 本業務は電子納品対象業務とする。

ここでいう電子成果品とは、

「京都市建設局電子納品実施要領（業務編）（令和６年３月）」（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

- ２ 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で１部提出するとともに、製本版１部〔報告書（簡易製本）１部、図面（Ａ３縮小版）１部〕を納品する。

- 3 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第7条 平面図の配置方向

平面図の配置方向は、各事業で作図の仕様が定められている場合を除き、道路台帳の起終点にかかわらず、原則として図面上方を北（方位「N」）とすること。また、図面上方を方位「N」とできない場合、図面右方を方位「N」とすること。

第8条 赤黄チェック

本業務における詳細設計業務の照査においては、成果品を取りまとめるに当たって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図と設計計算書間、設計図と数量計算書間等）の整合を確認するうえで、確認マークをするなどして、わかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下「赤黄チェック」という。）を原則として実施する。

赤黄チェックの資料は、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

第9条 照査技術者の配置

本業務は照査技術者を配置し、下記に示す内容によるものとする。

- （1）受注者は、設計業務における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- （2）照査技術者は、共通仕様書第1108条に規定する資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。
- （3）照査技術者は、照査項目及び照査内容等を明記した照査計画を業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- （4）照査技術者は、詳細設計照査要領※に定める業務の節目毎（詳細設計照査要領の対象工種以外の場合は、別途定める業務の節目毎）にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- （5）照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする。なお、赤黄チェックの根拠となる資料は、成果物として提出する必要はない。
- （6）照査技術者は、上記(4)に定める業務の節目ごとの照査報告書および報告完了時における全体の照査報告書を取りまとめ、照査技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ管理技術者に提出するものとする。管理技術者は、照査報告書の内容を確認し、管理技術者の責において記名（署名または押印を含む）のうえ発注者に提出するものとする。
- （7）照査技術者による発注者への報告は、業務計画書の作成時、基本条件の決定時、細部条件及び構造項目の決定時、設計計算書・詳細図・数量計算書及び施工計画書の作成時、成果品納入時の5回行うものとする。

第10条 照査技術者による照査

照査技術者は「詳細設計照査要領※」に基づき設計業務の基本事項を照査するものとする。

同要領に基づき作成した資料は、共通仕様書第 1108 条に規定する照査報告書に含めて提出するものとする。

※「詳細設計照査要領」は、国土交通省ホームページ内の次のアドレスに掲載されている。
(https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/consultant/verification/index.html)

第 11 条 業務の成果

- 1 数量計算書は、「土木工事数量算出要領（案）」に基づき、「新土木工事積算大系」（国土交通省大臣官房技術調査室監修）に沿って行うこと。大系にない工種等について計算する場合は、監督員と事前に協議の上、承諾を得て行うこと。
- 2 現場状況から施工上の制約が多いと思われるため、仮設計画等の検討に当たっては、現場条件等を十分に把握し、適切な計画を立案すること。

第 12 条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第 13 条 その他

- 1 打合せ内容は、議事録として別途とりまとめること。
- 2 測量業務期間中、現道上で交通危害の恐れがある場合は、有能な保安要員・保安施設を配置し、現道交通の安全確保に努めなければならない。
- 3 成果品納入後にあっても成果品に誤りがある場合には、直ちに訂正するものとする。

第 14 条 業務等委託必携等に対する特記事項

業務等委託必携等に対する特記事項は、次のとおりとする。

（測量及び地質・土質調査業務）

第 115 条 関係官公庁への手続き等

- 1 受注者は、測量業務の実施に当たっては、発注者が行う測量法に規定する公共測量に係る諸手続等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、測量業務を実施するため関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- 2 受注者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議するものとする。

第 116 条 地元関係者との交渉等

- 1 契約書第 17 条に定める、地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督員が行うものとするが、監督員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- 2 受注者は、測量業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、監督員に報告し指示があればそれに従うものとする。
- 4 受注者は、測量業務の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより地元協議等に立会いするとともに説

明資料及び記録の作成を行うものとする。

- 5 受注者は、前項の地元協議により既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、監督員の指示に基づいて変更するものとする。

なお、変更に要する期間及び経費は発注者と協議のうえ定めるものとする。

第 117 条 土地への立入り等

- 1 受注者は、測量業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、契約書第 17 条の定めに従って、監督員及び関係者と十分な協調を保ち測量業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。
- 2 受注者は、測量業務実施のため植物伐採、垣、柵等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
- 3 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、成果品納入時に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第 133 条 安全等の確保

- 1 受注者は、測量業務の実施に際しては、測量業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針」（令和 7 年 3 月）を参考にして常に測量の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。
 - (2) 受注者は、近接して別途作業が行われる場合は相互協調して業務を遂行しなければならない。
- 2 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、測量業務実施中の安全を確保しなければならない。
- 3 受注者は、測量業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
- 4 受注者は、測量業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
- 5 受注者は、測量業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止に努めなければならない。
 - (2) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
 - (3) 受注者は、測量業務現場に関係者以外の立入りを禁止する場合は、仮囲い、ロープ等により囲うとともに立入り禁止の標示をしなければならない。
- 6 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
- 7 受注者は、測量業務の実施に当たっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかななければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
- 8 受注者は、測量業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに監督員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督員に提出し、監督員から指示が

ある場合にはその指示に従わなければならない。

(土木設計業務)

第 1 1 1 1 条 打合せ等

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ 1 回、成果品納入時に行うものとするが、監督員と協議のうえ、打合せ回数を変更できるものとする。打合せ回数に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。

打合せ内容は、その都度打合せ簿に記録し、監督員の確認を受けなければならない。

業務着手時及び成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

第 1 1 1 6 条 土地への立入り等

受注者は、業務において国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第 1 8 条の規定に基づき監督員及び関係者と十分な協議を保ち、業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。また、業務において立木の伐採等、土地等の一時使用する場合は、あらかじめ監督員に報告しなければならない。もし、立木等に損失を与えた場合は、受注者の負担とする。

第 1 1 3 2 条 安全等の確保

受注者は、業務の実施にあたっては、土木工事安全施工技術指針等を参考にして、災害の防止を図らなければならない。また、受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱を遵守して、災害の防止を図らなければならない。

受注者は、業務において伐開除根、掘削その他の行為により処分すべき雑木等が発生した場合は、野焼きをしてはならない。

第 1 2 0 1 条 使用する技術基準等

受注者は、各種技術基準の最新版及び関係通達等を使用するとともに、今後の改定等についても十分留意すること。

第 1 2 0 2 条 現地踏査

現地調査作業の遂行にあたっては安全を第一とし、監督員と密に連絡を取りながら進め、特に以下の点に留意して行う。

- 1 業務の実施に際しては、業務関係者だけでなく、付近の住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に留意すること。
- 2 業務の実施にあたり、事故等が発生しないよう作業員等の指導、監督に努めること。
- 3 業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督員に報告するとともに、監督員が指示する様式により、事故報告等を速やかに監督員に提出し、監督員から指示がある場合は、その指示に従うこと。

- 4 作業員の服装は、作業のしやすい服装とし、安全には細心の注意を払うほかヘルメットの着用を義務付けること。
- 5 作業終了時には、器具類、ゴミ等は全て車両に積み込み、現場への放置物は一切残さないようにすること。
- 6 一般の交通に影響を及ぼす作業を行う際には、保安要員や保安施設を配置し、一般交通の安全確保に努め、事故が発生しないように留意すること。
- 7 委託区域の下記現況を十分把握したうえで業務を行うこと。
 - a 道路交通状況等
 - b 官民境界
 - c その他、業務に係る重要事項

成果品一覧表（詳しくは共通仕様書参照）

種別	項目	成果物項目	縮尺	用紙	摘要
測量業務	測量	観測手簿等資料		適宜	
		必要図面一式			
		その他参考資料			
一般調査業務	機械ボーリング	調査位置平面図		適宜	
		土質地質断面図			
		ボーリング柱状図			
		コア写真			
		作業時の記録			
		試験結果			
		その他参考資料			
設計業務	設計図	位置図	1/2500	A 4	
		平面図	1/250	A 1 及び A 3 (縮小版)	
		縦断面図			
		標準横断面図	1/50		
		横断面図	1/100		
		詳細図			
		構造図			
	報告書	数量計算書		A 4	
		設計概要書			
		設計計算書			
		概算工事費算定書			
		協議・打合せ記録			
		その他参考資料			
その他	その他	監督員が必要と認める資料		別途指示	

※ 報告書は、すべて電子データ及び紙の両方を提出すること。

※ 電子データ形式については、監督職員の指示を受けること（EX-TREND 武蔵、AutoCAD、MS-Word、MS-Excel 等）

※ 図面の縮尺については、監督員と協議のうえ変更することができる。

箇所図

